

国民年金保険料の免除 申請を受け付けます

国民年金には、所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときに、本人の申請により免除される制度があります。免除には「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、本人・配偶者・世帯主の前年所得で審査されます。また、50歳未満のかた(学生を除く)が対象の「納付猶予制度」もあります。

そのほか、失業や被災により納付が困難なかたには、特例免除申請も受け付けています。

◆免除申請などが承認されると

免除された期間は、年金を受けるための資格期間(10年)に入ります。一部免除は、その保険料を納付すると資格期間に入ります(障害基礎年金の要件である納付済期間にも入ります)

▼免除・猶予された期間の保険料は10年以内であれば後で納める(追納)ことができ、納めた分は年金受給額に反映し、計算されます(3年目以降の分を追納する場合、当時の保険料に一定額が加算されます)

* 学生を対象とした、学生納付特例制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

免除の申請窓口(平日のみ)：市役所1階国民年金課、各市民SC(中央)

東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

申請に必要なもの：マイナンバー

または基礎年金番号がわかるもの、本人確認書類(マイナンバーカードなど)。失業や災害などが理由のかたは、その証明書類(雇用保険受給資格者証・離職票・罹災証明書など)

* マイナンバーカードをお持ちのかたはスマートフォン(マイナポータル)でも免除申請ができます。

* 申請日から原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。申請は年度単位。免除の年度区分は7月から次の年の6月までです。

* 審査結果は、申請から2〜3か月後、日本年金機構から通知書が送られます。詳しくは秋田年金事務所へお問い合わせください。
☎(865)2392

●お問い合わせ

国民年金課 ☎(888)5633

社会福祉法人利用者負担 軽減確認の申請を

市に申し出があった社会福祉法人が提供している在宅・施設の介護サービスの利用料が軽減される「社会福祉法人利用者負担軽減確認」の申請を受け付けています。

なお、現在、「確認証」をお持ちのかたは、7月31日(水)で期限が切れますので再度申請が必要です。

対象①〜⑥の要件をすべて満たし、収入や世帯状況、利用者負担などを勘案し、生計が困難であると市が認めたかた。軽減割合は、利用者負担額の25%(高齢福祉年金受給者は50%)です。

- ① 世帯全員が市民税非課税
- ② 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円を加算)以下
- ③ 預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円を加算)以下
- ④ 日常生活に供する資産(住居など)以外に活用できる資産がない
- ⑤ 負担能力のある親族などに扶養されていない(所得税や市町村民税の扶養控除対象者となっていないこと)
- ⑥ 介護保険料を滞納していない

【軽減対象】

※Ⅱ介護予防サービス費を含む

在宅サービス：訪問介護、通所介護および地域密着型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)(※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防・日常生活支援総合事業

施設サービス：介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

* 生活保護を受給しているかたの場合は、在宅サービスの短期入所生活介護(※)と施設サービスの介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設利用が対象となり、居住費(滞在費)の全額を軽減します。

申請方法▶介護保険課(市役所2階)にある申請書(市ホームページからもダウンロード可)、課税状況の調査への同意書(世帯全員の同意と自署が必要)、収入状況等申告書に必要事項を書いて、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類と一緒に同課へ提出してください

●お問い合わせ

◆ 広報ID番号 1004799
介護保険課 ☎(888)5674

太平洋山県立自然公園の 一部が通行止めに

昨年7月の豪雨災害により、旭又登山道の登山口から御滝神社までの間にある橋が3箇所すべて流失しているほか、法面崩壊などの甚大な被害を受けているため通行できません。

また、旭又登山口に至る仁別林道は全面通行止めとなっています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ

公園課 ☎(888)5753

がん検診などの実施医療機関が追加になりました

対象年齢や料金などは、5月に全戸配布した秋田市健診ガイドをご覧ください。保健予防課☎(883)1176

◆前立腺がん検診…新屋透析泌尿器科クリニック(新屋)

◆おとなの歯科健診、後期高齢者歯科健診…パール歯科クリニック(手形)、なかいちキッズワールドデンタルクリニック(中通)

守ろう農薬ラベル、 確かめよう周囲の状況

8月31日(土)まで、秋田県農業危害防止運動実施期間です。

農薬の使用基準を守り、適切な使用や管理に努めるとともに、散布にあたっては、風向きや周囲の状況に配慮し、飛散防止対策を徹底しましょう。

●問い合わせ 農業農村振興課

☎(888)5735

秋田市民文芸大会の 作品を募集します

9月21日(土)開催の「第67回秋田市芸術祭・第56回秋田市民文芸大会」の作品を募集します。

募集部門(1人が各部門に何組でも応募可)▶未発表の短歌(2首1組)、俳句(2句1組)、川柳(2句1組)

出詠料▶1部門1組につき1千円(郵便局払込取扱票、小為替など)

応募方法▶所定の用紙か原稿用紙で、部門、作品、住所、電話番号、氏名(ふりがな)、雅号(ふりがな)、年齢、性別を7月16日(火)消印有効までにお知らせください。

〒010-0875
千秋明徳町2-52

あきた芸術劇場内(一社)秋田市文化団体連盟☎(853)5596

オープンデータ 活用勉強会



オープンデータ勉強会

事例発表を通し、オープンデータの基本的な内容に理解を深めながら、地域課題の解決などにつながる活用について考えてみませんか。参加無料。

*オープンデータ⇨営利・非営利を問わず無償で利用できるデータ

日時▶7月24日(水)午後6時~7時30分
会場▶文化創造館 先着▶30人

申し込み▶電話かEメールでデジタル化推進本部へ。右記コードからどうぞ。☎(888)5491
Eメール ro-hqdx@city.akita.lg.jp

旧雄物川流域6河川を 「特定都市河川」に指定

県では、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、昨年7月の豪雨で甚大な浸水被害を受けた旧雄物川流域を「特定都市河川」に指定します(11月ごろを予定)。

*6河川▶旧雄物川・新城川・草生津川・旭川・太平洋川・猿田川

これにより、河川・下水道整備の加速化や雨水の流出抑制などを流域の関係者が協働で実践することが可能となり、これまで以上に水害対策の充実を図ることができま

す。制度の概要など詳しくは、県ホームページ(下記コードから)をご覧ください。



県河川砂防課

●問い合わせ

県河川砂防課☎(860)2511

「特定都市河川」指定後、流域内で雨水浸透阻害行為を行う場合は市長の許可が必要になります

宅地など以外の土地で行う1千㎡以上の雨水浸透阻害行為に対し、河川などへ流出する雨水量を増大させないようにする対策工事(雨水貯留浸透施設の設置など)が義務づけられます。許可に必要な手続きなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。

*宅地など▶宅地、湖沼・水路・ため池、道路など

*雨水浸透阻害行為▶土地の舗装など、雨水が地面へ浸透しづらくなるような開発を行うこと

◆「特定都市河川」制度に関する
住民説明会を開催します

特定都市河川の指定に向け、制度の概要や開発における雨水浸透阻害行為の規制実施などについて、説明会を開催します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

会場・開催日▶

- ▶北部市民SC…7月13日(土)
- ▶南部市民SC…7月14日(日)
- ▶東部市民SC…7月21日(日)

▶中央市民SC…7月28日(日)
時間(各日共通)▶①午後2時~3時、②午後5時~6時
定員▶北部は280人、南部・東部は各130人、中央は60人

◆広報ID番号 1041856
●問い合わせ
道路建設課☎(888)5749

みんなで雄物川をきれい にしよう!

雄物川の環境を保全するため、流域8市町村の住民が一斉清掃を実施しています。秋田市は7月21日(日)の午前8時~9時に、雄物川右岸秋田大橋茨島側とJR羽越線鉄橋の間で行います。

申し込み▶7月17日(水)まで環境保全課へ電話またはEメールで参加者の氏名、代表者の電話番号をお知らせください。

Eメール ro-eypl@city.akita.lg.jp

●問い合わせ
環境保全課☎(888)5711

